

役員及び評議員の報酬等の支給基準

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人協同福祉会（以下「当会」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について定める。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤とは、役員のうち、当会を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (4) 非常勤とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、期末手当、出張手当、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当会は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

(評議員に対する報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席した報酬として、評議員会出席1回当たり5,000円を目安に、年50,000円を支給することができる。

(理事に対する報酬等)

第5条 常勤理事に対する報酬は、評議員会で定めた総額の範囲内で、次の報酬額を支給することができる。

- (1) 常勤理事（理事のうち当会を主たる勤務場所とする者で、使用人を兼務する理事は除く）については、理事会の承認を得て、「常勤理事の俸給表」により、各理事それぞれについて決めた報酬月額。なお、使用人を兼務する理事の報酬月額は、当会の職員を対象とする給与規程を適用する。
- (2) 前号の常勤理事に対し、当会の職員を対象とする給与規程に準じて、それぞれに決めた報酬月額に基づいて算定した期末手当相当額を支給することができる。
- 2 非常勤理事は理事会に出席した報酬として、年100,000円を支給することができる。
- 3 第1項の報酬のほか、常勤理事を対象に当会の職員を対象とする給与規程に準じて、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(監事に対する報酬)

第6条 監事については、理事会への出席として、年間100,000円を支給するとともに、評議員会、監事会、監事監査、事業所監査への出席については、1回当たり5,000円を支給することができる。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤理事が円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した場合に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払う。

- 2 常勤理事の退職慰労金の額は、「常勤理事の退職慰労金規程」により算定した額に基づいて、理事長が理事会の承認を得て決定する。なお、使用人を兼務する理事の退職金は、当会の職員の退職金を基本に、常勤理事の退職慰労金規程により算定した額に基づいて、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第8条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(支給基準の変更)

第9条 この支給基準の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2017年6月24日から施行する。

この規程は、2019年6月1日に一部改定して実施する。

この規程は、2021年6月26日に一部改定して実施する。

この規程は、2025年6月23日に一部改定して実施する。

(別表)

(単位：円)

1. 常勤理事の俸給表＞

常勤の理事長の俸給表		専務理事の俸給表	
	金額		金額
第1号	10,200,000	第1号	9,600,000
第2号	10,600,000	第2号	9,800,000
第3号	11,000,000	第3号	10,000,000
第4号	11,400,000	第4号	10,200,000
第5号	11,800,000	第5号	10,400,000
第6号	12,200,000	第6号	10,600,000
第7号	12,600,000	第7号	10,800,000
第8号	13,000,000	第8号	11,000,000
第9号	13,400,000	第9号	11,200,000
第10号	13,800,000	第10号	11,400,000
第11号	14,200,000	第11号	11,600,000
第12号	14,600,000	第12号	11,800,000
第13号	15,000,000	第13号	12,000,000

使用人兼務役員の俸給表

	役員報酬(月額)		役員報酬(年額)	職員給与(年額)	合計
第1号	150,000	第1号	1,800,000	5,844,000	7,644,000
第2号	175,000	第2号	2,100,000	5,844,000	7,944,000
第3号	200,000	第3号	2,400,000	5,844,000	8,244,000
第4号	225,000	第4号	2,700,000	5,844,000	8,544,000
第5号	250,000	第5号	3,000,000	5,844,000	8,844,000
第6号	275,000	第6号	3,300,000	5,844,000	9,144,000
第7号	300,000	第7号	3,600,000	5,844,000	9,444,000
第8号	325,000	第8号	3,900,000	5,844,000	9,744,000
第9号	350,000	第9号	4,200,000	5,844,000	10,044,000
第10号	375,000	第10号	4,500,000	5,844,000	10,344,000

2. 評議員の報酬

評議員会等への出席として、報酬は一人一律、年 50,000 円

3. 非常勤役員（理事・監事）の報酬

非常勤理事は、理事会及び評議員会への出席として、報酬は一人一律、年 100,000 円

非常勤監事は、理事会への出席として報酬は一人一律、年 100,000 円、評議員会、監事会、監事監査、事業所監査への出席として、1 回当たり 5,000 円